

営業秘密事犯の相談・検挙数は増加しており、事前対策が重要！

～秘密情報を管理して企業力を向上～

営業秘密侵害に対する企業の対処方法

企業が有する高度な技術情報が国内外の競合企業によって侵害されている実態に、国が危機感を持ち、官民連携して、秘密情報の保護強化に取り組んでいます。

この講演会では、愛知県警察本部生活経済課（営業秘密保護対策官）の浅野和秀警視を講師に招き、これまでの捜査経験から被害防止の対処方法、被害を受けた場合のダメージコントロール、最近の相談内容等について、ご説明いたします。多数のご参加をお待ちしております。

- 日 時：平成29年8月30日（水）
14：00～14：30
- 場 所：刈谷商工会議所 2階 会議室
- 講 師：愛知県警察本部生活安全課
営業秘密保護対策官
警視 浅野 和秀 氏
- 受講料：無 料
- 定 員：20名
- 申込先：下記申込書に必要事項を

ご記入の上、FAXまたはTELにてお申込み下さい。（担当：米倉）
（TEL 0566-21-0370 FAX 0566-24-6049）

【主催】刈谷商工会議所

刈谷商工会議所 行（FAX 0566-24-6049） ※このままA4サイズで送信して下さい。
8/30（水）営業秘密侵害に対する企業としての対処方法説明会申込書

事業所名			
所在地	〒 -	TEL	
		FAX	
参加者			

※ご記入いただいた個人情報は、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用する他、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

主な内容

- ◎愛知県内における相談・検挙事例
- ◎法律で保護される営業秘密の条件
- ◎犯人側の抗弁と事件化を図る上での条件
- ◎企業において事案を認知した場合の対処方策
- ◎報道対応（企業イメージの確保）